

## 第4回武蔵村山市市民協働推進会議会議次第

日 時：平成23年12月12日（月）

午後6時30分から

場 所：市役所401大集会室  
（市役所4階）

時間配分	日 程	内 容
18:30～18:30	開 会	
18:30～18:50	報 告 事 項	第2回及び第3回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果について
18:50～19:50	議 題 1	平成23年度協働事業提案制度提案事業審査報告書(案)の決定について
19:50～20:00	議 題 2	その他 1 報告書の市長への提出について 2 その他
20:00	閉 会	

### 【資 料】

平成23年度武蔵村山市協働事業提案制度提案事業審査報告書(案) 1部

**第2回及び第3回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果(概要)**

別添の会議録のとおり報告します。追加訂正等がありましたら、12月16日(金)までに事務局に連絡をお願いします。

期日までに連絡がない場合は、会議において承認されたものとし、ホームページ等で公開致します。

議題 1 平成 23 年度協働事業提案制度提案事業審査報告書(案)の決定について

---

このことについて、下記のとおり協議をお願いします。

記

**〔審査資料〕**

平成 23 年度武蔵村山市協働事業提案制度提案事業審査報告書(案) 1 部

## 議題 2 その他

---

### 1 報告書の市長への提出について

このことについて、下記のとおり日程調整をお願いします。

#### 記

平成23年12月中に推進会議を代表し、正副座長より市長へ報告書の提出をお願いしたいと考えております。

**※詳細の日程については、正副座長と調整の上あらためて通知いたします。**

平成23年度武蔵村山市協働事業提案制度提案事業審査報告

平成23年12月下旬 時間未定 会議室

#### 平成23年12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

#### 平成24年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

#### 平成24年2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

### 2 その他

## ○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

（平成23年11月16日委嘱、市職員は任命）

氏 名	選 出 区 分	備 考
渡 辺 龍 也	会議要綱第2条第1号 識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
奥 原 せ つ 子	会議要綱第2条第1号 識見を有する者	武蔵村山 NPO ネットワーク (NPO 法人 くわの実)
伊 東 理 年	会議要綱第2条第2号 市民活動団体関係者	武蔵村山市中村第一自治会長
比 留 間 英 世	会議要綱第2条第3号 (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議 会事務局長
高 橋 茂 明	会議要綱第2条第4号 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
北 口 良 夫	会議要綱第2条第5号 公募による市民	公募による市民
本 間 由 美 子	会議要綱第2条第5号 公募による市民	公募による市民
河 野 幸 雄	会議要綱第2条第6号 市民生活部長の職にある者	市民生活部長
下 田 光 男	会議要綱第2条第7号 企画財務部財政担当部長の職にある者	企画財務部財政担当部長

## &lt;事務局&gt;

氏 名	職 名
峯 尾 正 彦	地域振興課長
田 代 勝 久	市民生活部地域振興課地域振興グループ主査
進 藤 篤 是	市民生活部地域振興課地域振興グループ主事

○武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関する運営要領

(平成23年11月16日市民協働推進会議決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 座長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席した委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 座長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 座長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## ○武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領

(平成23年11月16日市民協働推進会議決定)

## 1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号)第6条第3項の規定に基づき、市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)において実施する公開プレゼンテーションを行う提案事業を推進会議が選考するに際し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 選考委員

選考委員は、推進会議委員とする。

## 3 選考の通則

選考は、提案団体から提出された応募書類(以下「応募書類」という。)のうち、氏名、住所、年齢、その他個人及び提案団体を特定する事項を秘匿した上で、応募書類について審査する。

## 4 選考基準及び方法

選考は、応募書類について選考委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

## 5 プレゼンテーション実施事業の選定

応募書類について各推進会議委員が評価した点数を集計し、合計点数が5割以上の事業を、公開プレゼンテーションを実施する提案事業として選定する。

ただし、推進会議委員の過半数が一の審査項目について最低の評点を付した事業については、公開プレゼンテーションを実施する提案事業として選定しないことができる。

## 6 選定の通知

推進会議は、前項の規定による選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

## 7 その他

前各項に定めるもののほか、公開プレゼンテーションを実施する提案事業の選考について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

## 別表

## 審査基準

審査項目		着眼点及び審査基準	配点基準
協働の必要性	地域課題・社会的課題	<b>【必要性】</b> ◎提案内容は、地域課題、社会的課題等の市民ニーズを捉えているか。	十分に捉えている 5点 概ね捉えている 4点 普通である 3点 あまり捉えていない 2点 全く捉えていない 1点
	課題解決の手法・形態	<b>【協働の手法・形態】</b> ◎課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◇課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ◎課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。	十分に備えている 5点 概ね備えている 4点 普通である 3点 あまり備えていない 2点 全く備えていない 1点
	役割分担等	<b>【役割分担等の妥当性】</b> ◇提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	十分に妥当性がある 5点 概ね妥当性がある 4点 普通である 3点 あまり妥当性はない 2点 全く妥当性はない 1点
	事業効果	<b>【相乗効果】</b> ◇提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることにより、効果的な実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる 5点 概ね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
		<b>【市民満足度】</b> ◎市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができることなど）が期待できるか。	十分に期待できる 5点 概ね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
事業の実現性	企画力	<b>【団体の企画力】</b> ◎地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか。	十分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	実現性	<b>【計画の実現性】</b> ◎計画どおりに実施が可能であるか。 ◎地域住民等の理解を得られているか。 ◎法的な問題等により実現が困難となっていないか。	十分に実現性がある 5点 概ね実現性がある 4点 普通である 3点 あまり実現性はない 2点 全く実現性はない 1点



	実施能力	<b>【団体の実施能力】</b> ◎提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。	充分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	継続能力	<b>【団体の継続能力】</b> ◎提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。 ◎計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。	充分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

「◎」は団体育成型事業及び協働型事業の共通の審査基準とし、「◇」は協働型事業のみの審査基準とする。

## ○市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領 (平成23年11月16日市民協働推進会議決定)

### 1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第5条第1項の規定による提案のあった事業のうち武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領により選定された事業(以下「書類選定事業」という。)について、実施要綱第6条第3項の規定に基づき市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)において行う公開プレゼンテーションの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 プレゼンテーションを実施する事業

プレゼンテーションを実施する事業は、書類選定事業とする。

### 3 プレゼンテーションを行う者

- (1) プレゼンテーションを行う者は、書類選定事業の提案団体の代表者又はその関係者とする。
- (2) 書類選定事業が複数の団体により共同して提案されたものであるときは、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

### 4 プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条第1項第1号から第5号までに掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

### 5 プレゼンテーションの方法等

- (1) プレゼンテーションは、書類選定事業ごとに行うものとする。
- (2) プレゼンテーションごとに当該説明に対する推進会議委員の質疑を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションの順序は、実施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。
- (4) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり20分以内とする。
- (5) プレゼンテーションの開催時には、実施要綱第5条第1項第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

### 6 その他

前各項に定めるもののほか、公開プレゼンテーションの実施について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

## ○武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領(修正案)

(平成23年11月 日市民協働推進会議決定)

## 1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号)第5条の規定に基づく提案について、同要綱次条第2項の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をする際し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 審査委員

審査委員は、推進会議委員とする。

## 3 審査の通則

審査は、提案団体から提出された応募書類に基づく~~及び~~提案団体からのプレゼンテーション並びにこれに伴う質疑の結果を踏まえ審査する。

## 4 審査基準

審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領(平成23年11月16日市民協働推進会議決定)第4項で規定する別表に掲げる審査基準(以下「審査基準」という。)により、審査委員が5点満点で評価する。

5 ~~審査の方法~~ 採択すべき事業

~~(1) 3項の審査の通則により、各推進会議委員が評価した点数を集計し、各推進会議委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。を、原則として採択候補とする。~~

ただし、6割未満の事業であっても審査項目中の「協働の必要性」及び「事業の実現性」の観点から、推進会議委員の過半数が~~推進すべきものとして~~推薦する事業についても、~~採択候補~~採択すべき事業とすることができる。

~~(2) 前号による採択候補の事業について、審査基準にのっとり採択の適否を推進会議委員が協議をし、最終審査を行う。~~

## 6 審査結果

(1) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(2) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

## 7 その他

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

## 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日  
訓令(乙)第119号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適切に行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (4) 5人以上の者で組織されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

- 2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。
- 3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体はその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。
- 4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の

企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

(協働事業の提案)

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。

ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。
- 3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。この場合において、当該協働事業が複数の年度にわたり実施するものであるときは、前項の公募の対象となる年度に係るものとして提案しなければならない。
  - (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
  - (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
  - (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
  - (4) 市民の地域活動への参画が促進される事業
  - (5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
  - (6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
  - (7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。
  - (1) 現に協働事業として三の年度にわたって実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
  - (2) 営利のみを目的とした事業
  - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
  - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
  - (5) 調査のみを目的とした事業
  - (6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
  - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
  - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
  - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

(事業の公募)

第4条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

(提案の手續)

第5条 協働事業の実施についての提案は、募集要綱に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出してしなければならない。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）

- (2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
  - (3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
  - (4) 提案団体概要書（第4号様式）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類
- 2 前項の規定により提案をしようとする協働事業が協働型事業であるときは、当該提案をしようとする市民活動団体は、当該協働型事業を実施する上での課題等について、募集要項に定める期日までに、当該協働型事業についての市の担当課（以下「担当課」という。）に事前調整を申し出なければならない。
- 3 担当課は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとし、市民活動団体及び担当課は、当該事前調整において、対等な立場で協議し、協働事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めるものとする。
- 4 市民生活部地域振興課長は、前項の規定による協議の進行について必要な支援を行うものとする。

（採択の決定）

- 第6条 市長は、前条の規定による提案があったときは、第15条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。
- 2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について、市長に報告するものとする。
- 3 推進会議は、前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）の代表者又はその関係者を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

（決定の通知）

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、協働事業採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

- 第8条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
  - (2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。
  - (3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないとき。

（事業の実施時期）

- 第9条 実施団体は、第6条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

- 第10条 協働事業の実施に関し必要な予算は、当該協働事業が協働型事業であるときは当

該協働事業の担当課が、当該協働事業が団体育成型事業であるときは市民生活部地域振興課が、それぞれ計上するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

(1) 協働型事業 1,000,000円

(2) 団体育成型事業 300,000円

(事業報告)

第12条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、協働事業提案制度事業結果報告書(第6号様式)を市長に提出するとともに、市と協働して、公開による事業報告会を開催しなければならない。

(事業の評価)

第13条 市長は、前条の規定による報告及び事業報告会が終了したときは、当該報告及び事業報告会における参加者の意見を踏まえ、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

3 推進会議は、前項の規定による求めがあった場合において必要があるときは、実施団体の代表者又はその関係者を会議に出席させて、説明を求めることができる。

(公表)

第14条 市長は、毎年度、前年度に実施した実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第15条 第6条第1項及び第13条第2項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱(平成21年武蔵村山市訓令(乙)第91号)は、廃止する。

様式 一略一

## 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年8月 3日  
訓令（乙）第120号

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号第）15条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員
- (4) 武蔵村山市商工会の代表者又は職員
- (5) 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）
- (6) 市民生活部長の職にある者
- (7) 企画財務部財政担当部長の職にある者

（座長等）

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。



## ○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記

載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報(第3号様式)を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名(職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。)は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に

掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの
- 2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。  
（審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止）
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
  - (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
  - (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）
- 3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

